

平成29年第4回教育委員会会議録

日 時 平成29年3月23日（木）午後2時30分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 奥田委員

午後2時30分 開会

○村井委員長 定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を行います。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、奥田委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、庶務課に関する業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。まず、業務報告でございます。資料の1ページをごらんください。主に市議会の動きについて御報告させていただきます。3月2日、3日と市議会本会議におきまして総体質問がございました。6日からの4日間、予算特別委員会が開催され、新年度予算について審議が行われました。教育委員会の関係につきましては、8日目、9日目と2日にわたって御議論いただきましたが、最終的には14日の市議会本会議において予算案は成立いたしました。

次に、行事予定につきまして御報告させていただきます。毎年恒例ではございますが、この時期、人事異動でございます。3月31日、4月3日と、それぞれ退職者、人事異動による辞令の交付式を予定しております。

次回4月の教育委員会定例会は、4月27日でございます。以上です。

○村井委員長 はい。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 委員長、学校施設整備担当主幹。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定について御報告します。2ページをごらんください。久保中学校屋内運動場改築工事につきましては、本年8月末の完成を目指しまして、現在屋根の鉄骨部分の塗装工事と、それからあと外壁の設置作業を行っております。

次に、行事予定についてですが、これは記載のとおりです。以上です。

○村井委員長 はい。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を報告いたします。3ページをごらんください。業務報告でございますが、3月12日に第33回尾道市子ども会駅伝大会がびんご運動公園で開催されました。各子ども会から21チームの参加があり、大変盛り上がりました。成績は、高須地区子ども会が1位、続いて浦崎、吉和のチームでございました。

次に、行事予定でございますが、4月1日に因島運動公園多目的競技場完成記念少年サッカー大会を開催します。尾道、向島、因島、生口、弓削・白太と今治選抜チームの6チームで熱戦が繰り広げられる予定でございます。

続きまして、図書館について、順次、指定管理者から報告のあった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告いたします。

4ページをお願いします。中央図書館の業務報告については、3月11日から18日までに“ぬいぐるみ”おとまり会に6人から預かった縫いぐるみが参加し、図書館の仕事体験などを行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

5ページをお開きください。向島子ども図書館の業務報告、行事予定につきましては、記載のとおりです。

6ページをお開きください。みつぎ子ども図書館の業務報告につきましては、食育に関する子育て支援の事業での読み聞かせを行い、親子で25人、子供13人の参加でした。行事予定、瀬戸田図書館の業務報告につきましては、記載のとおりです。瀬戸田図書館の行事予定につきましては、4月19日に生口島子育て支援センターで、図書館説明会として図書館の利用の仕方の話やボランティアさんによるおはなし会などを行います。

7ページをお開きください。因島図書館の業務報告につきましては、因島出身の絵本作家、カザ敬子さんの講演会を行い、96人の参加がありました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

最後になりますが、各図書館とも春に関連した展示等を行っております。以上でございます。

○村井委員長 はい。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。

8ページをごらんください。業務報告及び行事予定については、いずれも記載のとおりでございます。なお、業務報告については、記載しておりません

が、因島瀬戸田地区の公民館長と新年度予算に関する協議や館長交代に伴う事務引き継ぎ等、随時情報交換をしております。以上でございます。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告します。

9ページをごらんください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。業務報告につきましては、2月25日から3月12日まで、作者の感性で尾道の風景風俗などを描いた第17回絵のまち尾道四季展を開催し、会期中2,294名の来館者があり、1日平均143名でございました。この展覧会は隔年で実施しております。一昨年の入館者は2,087名で、207名の増加となり、盛況で幕を閉じることができました。3月18日から5月7日まで、特別展「招き猫亭コレクション 猫まみれ」展を開催しており、3月12日には、茅ヶ崎市美術館の月本寿彦学芸員によりまして、「招き猫亭コレクションについて」と題して記念講演会を開催いたしました。

続きまして、行事予定でございますが、この特別展期間中の4月4日には表千家同門会備後支部、そして15日には茶道裏千家淡交会尾道支部の皆様によりまして、記念茶会を開催いたします。

また、4月9日には、学芸員の作品解説を行うギャラリートークを開催します。圓鋸勝三彫刻美術館、平山郁夫美術館におきましては、記載のとおりでございます。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページをごらんください。まず、業務報告についてですが、3月1日、尾道南高校で卒業証書授与式がありました。同じく3月1日、尾道市広域通信制・単位制高等学校審議会、師友塾ですが、審議会会長から尾道市長へ答申が出されました。今回の廃止認可申請については、財政的な理由であり、審議会としてもやむを得ないとした答申でした。附帯事項として2点、3月末まで適正に教育活動を行うこと、在校生の転学のあっせん等必要な措置を講じることとしております。3月3日、小・中学校校長会ですが、市議会の予算特別委員会が日程変更したために重なってしまいました。ついては、室長、係長が指導を行いました。3月4日、5日、北部4小学校でそれぞれ閉校式を行い、木ノ庄東幼稚園を除く3園で閉園式を行いました。閉校式の後に、地元主催で閉校記念式典が行われました。ベッチャー太鼓やエイサー演舞、バルーンリリース、落語家による公演など、それぞれ工夫を凝らした催しを行っております。3月11日、中学校卒業証書授与式では、法令等に基づき適正で、なおかつ厳粛な式

が行われております。3月15日、北部4小学校、3月18日は百島小、3月22日はその他の小学校で卒業証書授与式を行いました。

続いて、行事予定について御報告いたします。3月31日、辞退職者への辞令交付式を行います。同じく3月31日、平成29年度人事異動に係る管理職への辞令交付式を行います。来年度は4月1日、2日が土日で、勤務初日が4月3日ということになりますが、4月1日からは所属校の管理者であるということから、4月1日付の事例を3月31日に交付するというものです。4月3日、辞令交付式は、所属職員の辞令を校長に交付するというものと、新規採用者への辞令交付です。4月7日、午前が小学校、午後が中学校、夕刻から尾道南高等学校の入学式があります。4月8日、美木原小学校の開校式、12日には入学式があります。これまで地域や保護者を初め、多くの支援や支え、御決断をいただく中で、ここまで来ました。新設する美木原小学校が統合してよかったと思っただけけるよう、引き続き支援してまいります。4月10日、小・中学校校長会議を行います。以上です。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

11ページをごらんください。初めに、業務報告です。3月10日に第2回尾道市いじめ防止対策委員会、3月15日に第2回尾道市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。弁護士、医師、大学准教授、臨床心理士で構成するいじめ防止対策委員会では、本市のいじめの状況に加え、本市における重大事案について、再発に向けた取組等、専門的な立場から御意見をいただきました。また、学校関係者、警察、保護者、スクールソーシャルワーカーなどで構成するいじめ問題対策連絡協議会では、本市におけるいじめの現状や具体的事例の紹介、事例演習等を行いました。委員の意見として、事実確認を迅速かつ丁寧に行うことなどの対応に加え、道德教育の充実により、思いやりの心を育てることの大切さや情報リテラシー教育の必要性、また保護者に対する道德教育の必要性が話題となりました。いじめ問題の撲滅に向け、学校だけではなく各機関や保護者、地域との連携、協力が必要であることから、今後は市P連との連携など、取組の輪をより一層広げていくための方策について検討してまいります。

続いて、行事予定です。3月27日、今年度最後の適応指導教室連絡協議会を行います。今年度、適応指導教室には16名の児童・生徒が入室し、現在のところそのうち9名が学校復帰を果たしました。また、中学校3年生は、1年を除き既に高校進学が決定し、残り1名についても高校受験をし、現在結果を待つ

ているところです。4月11日、新採4年を経て新たに尾道市に採用となった5年目の教職員に対する研修を実施します。来年度は、尾道教育総合推進計画の初年度、みらいプラン2のスタートの年度でもあることから、尾道市の教育改革を初めとする講話により、取組について理解を図ります。4月13日、4月18日には、各種学力調査を実施いたします。今年度の取組の検証として、緊張感を持った実施となります。以上でございます。

○**村井委員長** ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたらお願いします。いいですか。はい、どうぞ。

○**中司委員** 今の件に関してというより、前回の教育委員会議で学力、子供たちの小学校の結果が出たということをお聞きしておりまして、その学力がアップしたということでしたので、その詳細をお聞かせいただければと思いますが。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。前回の教育委員会会議で話題となりました1月に行った小学校の学力定着実態調査の結果が向上したことについて、聞き取りを行いましたので、簡単ではございますが、効果があった取組について御紹介いたします。

1つ目は、校内での取組の共有化です。校内で取組の具体を共有化し、どの学級でも、どの先生も同じように取り組むということを徹底された学校は大きな成果を上げておられました。

2つ目は、家庭学習や繰り返し学習の充実です。既に学力調査等で明らかになった課題となっている問題、つまり定着が難しい分野の問題を家庭学習や繰り返し学習で意図的に繰り返し定着するまで根気よく取り組んだことは、学校の中で非常に大きな成果となってあらわれておりました。

3点目は、個別指導の充実です。個々の課題を踏まえ、放課後などの時間を利用して、先生方が個への取組を徹底した学校については、全体的な効果が上がっておりました。

今後、このようなよい取組については、市内の他の学校に広げ、どの学校においても効果の上がる取組が進んでいくよう市教委としては継続して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○**中司委員** このように学校が変わっていったということで、市教委としてはどのようなかわりをなされたのか、それも教えてください。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。学力向上対策事業に関しましては、まず校内で先生方が課題を共有する仕組み、それから取組を計画性を持って行うというそういうことについて、とりわけこの2年間は取り組んでまいりました。場当たりの取組ではなくて、できるだけ年間を通して見通しを持つ

こと、それからそれが実行できるように校長会、サブリーダー研修会、教務主任研修会、そして研究主任研修会などで連続した課題を研修ごとに持ってきていただき、その進捗を確認することで校内での共有化を図りました。このことの成果といたしましては、校内で取組がある程度共有してできたということ、ただ課題といたしましては、取組の中身は確認するけれども、授業改善そのものを、例えば教科の専門性を生かした授業改善というものをどうしていけばいいかということについては、とりわけ中学校で大きな課題となりました。そこで、来年度は、中学校においては、教科ごとの研修会というものをより充実させて、各教科の力をつけていくための教科の上での指導のスキル等を共有できるような、そういう研修を徐々に広げていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○**中司委員** よい成果の陰には学校側のよい取組があり、そしてそこにはきちんと丁寧に細やかに指導していくそういう市教委の体制というものがあってできたというふうに承りました。今後もその路線をどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○**村井委員長** ありがとうございます。ほかにありますか。それでは、学校経営企画課長さんに御質問します。中学校の卒業式が3月11日にあったということで、今までは公立高校の発表があった後に卒業式をするということでしたが、ことはいろいろ中学校の校長会さんとの話もあって、それより以前に卒業式をされました。いろいろ御心配した点もあったのでしょうけど、取組はどうだったのでしょうか。

○**瀬戸学校経営企画課長** 委員長、学校経営企画課長。選抜Ⅱでだめだった子も含めて、教職員が最後まで子供を見取るということとあわせて、子供同士のかかわり合いを大切にしてくださいねというようなことも含めて、今回変えていく方向で話が進んでいったというふうに思っております。今年度の選抜Ⅲの日程が、昨日が選抜Ⅲで、きょう発表だと思うので、それも含めて近日中にそういったことも含めてそれぞれの学校から情報を収集しようかなと思っております。

○**村井委員長** それから、いろいろ心配の点で、ああ、そうか、中学校の校長先生が教育委員会での心配を十分フォローするからということだったので、そこから辺はいろいろまた情報収集して進めてください。

生涯学習課さんの尾道市立図書館協議会が3月17日にあるという報告でした。今図書館は、指定管理ですので、直接こちらが手を出すというか、かかわることはどれほどあるのか。で、その図書館協議会と指定管理との兼ね合いと

か、そこら辺はどんな感じなのでしょう。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。この図書館協議会につきましては、担当係長、担当職員と私と3名出席しております。業務報告とかいただくのですが、検討事項等ありましたら、指定管理者も含めて、指定管理者で対応できないこと等につきましては、教育委員会のほうで対応させていただくということで、具体的には、案内看板が防地口から入ってきて、東高の手前のところで右に中央図書館という案内があったのですが、北からおりてきたときにそれが全然見えないということで、もう少し案内看板を充実させてくださいということの意見が出たり、そういったことの対応を教育委員会でしております。主には指定管理者のやっている業務報告についての紹介であったり、報告ということを見せてもらっています。利用者協議会の方とかそういった方から御意見をいただいたりしております。

○**村井委員長** 図書館の運営に関して、協議会のほうでこのような方針とか計画を立てて、それに基づいて指定管理者がやっていただいているかというような会議ですか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。今、入館者数とか、貸出冊数が順調に指定管理者になって伸びてきておりますので、サービスもこのまま充実していくということで、特にその面での御意見とかというのは今までどおり充実努めてくださいというようなことで、今回は特に余り意見はなかったです。

○**佐藤教育長** 委員長、教育長。少し補足を。私の認識で恐縮ですが、この図書館協議会は、市が設置をした組織で、まずその図書館の運営とか、その施設の関係とか、そういったいろんな部分について市民の方の御意見をいただく組織ということで、当然指定管理者、施設整備で言えば、私の記憶では30万円を超える施設整備にあっては市が予算化する。それ未満であれば、指定管理者の運営の中で施設の整備をするということなので、そういったことについても協議会のほうから御意見をいただく。それで、先ほど課長が申し上げた案内看板等はそういった種のものになって、直接指定管理がするものの外にある、市が設置するものです。それで、運営に当たるものでいえば、当然そこにも指定管理者の職員も来て、実際に運営にかかわる御要望であれば、指定管理者がその部分について改善に向けてやっていく。その際には、当然市がその施設のもともとの管理者ですから、そういった部分で監督責任がある。この協議会というのは、そういう市民の方の御意見をいただく場だという、市の組織だと御理解いただければいいです。

いま1つ、業務報告の中で、多分皆さんが御存じないと思うので、2ページ

の学校施設整備担当のところで、議会でも問題になった、ここの3小学校の耐震化の状況にかかわる今3月ぐらいに取り組んだ部分と、4月、今後どのような形で動くのかというところを教育委員さんのほうに御説明をしてもらえますか。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 委員長、学校施設整備担当主幹。今お話がありました3つの小学校というのは、久保、土堂、それから長江の3つの小学校です。この3つの小学校については、まだ耐震化ができてないような状況がある中で、23年度以降、耐震2次診断であるとか、あるいは耐震の実施設設計等やってきたところではあるのですけれども、3つの小学校ともいずれも課題がいろいろある中で、一番大きな問題としまして、実は広島県のほうが現在土砂災害防止法の法律に基づくとところの今基礎調査というようなものを行っておりまして、3つの小学校とも、いずれも後背地といいますか、裏山のほうに急傾斜地を背負っているものですから、警戒区域あるいは特別警戒区域というようなものの指定がなされるような可能性があります。そのような場所のところに例えば今後改築するようなことに仮になった場合、そのようなところに新しく校舎を建てるのがどうなのか、そのあたりを現在検討しているところであります。

○佐藤教育長 スケジュール的なところを。

○安藤主幹（学校施設整備担当） はい。そのような中で、学校には既に校長先生、それから教頭先生、それからあと校長を通じて教職員のほうにも状況を説明いただきまして、あわせて既に現在PTAの保護者の方への説明を今しているところであります。

今後、ちょうど今、年度末ですから、大体4月の中旬ぐらいにそれぞれの学校でPTA総会等が予定されているということですので、その総会で全保護者を対象に御出席いただける範囲内で今市教委のほうで先ほど申し上げましたようないろんな課題であるとか、あるいは現在こういうことで今皆さんと一緒に考えていきたい、そういうお話を今後4月の中旬以降させていただければと考えております。以上です。

○中司委員 その件に関して。昨日、久保小学校の卒業式に行ってまいりました。私も久保幼稚園、久保小学校を低学年まで通いましたので、当時の校舎と同じであるという懐かしさも感じたのですが、しかしやはりもう65歳になろうという人間の母校でございます。もう本当に長い年月を耐えてきた学校だなという思いも、そちらもまた同時に感じました。何よりもとにかく子供の命を守るということを最優先して考えていただきますよう、強く要望を申し上げます。

す。

○村井委員長 ありがとうございます。いいですかね。学校として使わないで、建物を残さないといけないとか、いろんな面もあるのですよね。それで、今は、だから小・中学校で耐震化はこの3つの小学校を除いては全部完了ということですか。

○安藤主幹（学校施設整備担当） 委員長、学校施設整備担当主幹。現在、耐震性を有してないのが、中学校があと3校あります。その3校というのは、現在改築中の久保中学校の屋内運動場、それからこのたび国のほうで28年度の補正予算で予算がつきまして、前倒しを今する予定でおります向東の中学校の北校舎、それから現在基本実施設計中の向島中学校の南校舎、この3つが耐震性をまだ有してない学校です。今の久保中学校の屋内運動場と、それから向東の北校舎については、29年度にそれぞれ耐震化工事もしくは改築工事が完了する予定です。それから、あと向島中学校にあっては、現在基本実施設計中でして、これが本年11月末には基本実施設計が完了する予定でおりますので、それを受けまして改築工事を行う予定でおります。完了年度は、31年度末には向島中学校の南校舎は改築の工事が完了する予定です。

したがいまして、中学校については、31年度に耐震化が完了となります。あとは、先ほど申し上げました小学校のほうで3校6棟、これが残っているという状況です。

○村井委員長 はい、わかりました。いろいろ古い学校で対策が大変でしょうけども、よろしく御検討ください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第10号尾道教育総合推進計画についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第10号尾道教育総合推進計画についてを御説明させていただきます。議案集の12ページをお開きください。来年度から施行する新たな尾道教育総合推進計画につきましては、これまでの教育委員会会議において御協議をいただいております。さらに、計画案に対するパブリックコメントの募集を行い、今月17日に意見に対する回答をホームページに掲載させていただいております。まず、パブリックコメントの

実施結果について御報告を申し上げます。

13ページをごらんください。意見募集の期間ですが、1月27日から先月27日までで、いただいた御意見、応募者数が3名、いただいた意見の件数としては9件ということになっております。これらの御意見に対する回答につきまして、13ページから16ページまでに掲載をさせていただいております。御意見の内容ですけれども、回答を3月中旬にホームページに掲載する必要があるということで、委員の皆様には事前に応募がありました御意見の全文の確認、回答案について御協議をいただいたところがございます。したがって、このたびは詳細な説明は省略させていただきますが、子供の貧困への支援、学力の向上、いじめ問題への対応、学校施設整備、学校給食を初めとして多くの具体的な御意見をいただいております。教育委員会といたしましても、課題と捉えている点が多くございますので、回答にもありますように、今後改善に向けて具体的に取り組んでまいりたいと考えております。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、計画案について御説明をさせていただきます。別冊で配付をしております資料をごらんいただきたいと思います。前回の定例会でお示しをいたしました計画案から修正を行ったものについて御説明させていただきます。修正部分につきましては、修正箇所を1枚にまとめた修正一覧と計画案の本編をあわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、総論の部分になりますが、6ページでございます。政策の柱2につきまして、「子どもの貧困」を加筆しております。子供の貧困問題につきましては、教育委員会としましても大きな課題と捉えており、市長部局と連携をしております。次に、14ページ、成果指標でございますが、1カ月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合を加えております。この指標は、現在の計画に掲載をしておりましたけれども、新計画におきましても引き続き掲載することとするものでございます。次に、16ページをごらんください。成果指標ですが、外国人と積極的にコミュニケーションをとりたいという成果指標の現状値を修正をしております。続いて、23ページをごらんください。こちら成果指標の現状値の修正ですが、不登校児童・生徒の割合、こちらの現状値を修正をしております。続いて、31ページをごらんいただきたいと思います。こちら成果指標の修正ですが、成果指標、家庭教育講座の実施回数目標値を45回から55回へ修正しております。同じく31ページですが、基本的な生活習慣づくりの支援・啓発の取組では、啓発に関する記述を加え、取組を追加しております。続いて、32ページになります。家庭の教育力の向上の分野においても、家庭学習の重要

性について取り組むべきであるという御意見を踏まえまして、11ページにあります家庭学習を充実する取組を再掲させていただいております。同じく32ページに、成果指標、学校、家庭、地域が協働して子供たちの教育環境を整えていると感じる市民の割合を追加しております。この指標につきましては、市の総合計画にも記載されておるものでございます。続きまして、35ページ、成果指標、街頭補導1回当たりの補導少年人数の現状値を修正しております。同じく35ページですが、電子メディア対策の推進に係る成果指標でございますが、携帯電話、スマートフォンを所持している児童・生徒のうち、家族間の約束を決めている児童・生徒の割合を追加しております。同じく35ページ、目的の部分と、続く36ページ、取組の部分につきましては、青少年の健全育成のために体験活動をさらに推進する必要があるということから、体験活動に関する記述を追加させていただいております。続きまして、40ページです。成果指標、認定こども園数の目標値を修正しております。これは当初の目標設定時から新たに私立の2園が認定こども園化を進めるということが明確にされたことに伴う時点修正ということでございます。次に、45ページになります。成果指標、定期的（週1回以上）に運動、スポーツをしている市民の割合を追加しております。こちらの指標につきましても、市の総合計画に掲載されておる指標でございます。以上が計画案の修正の全容でございます。御審議の上、御承認をいただきますようお願いしたいと思います。

それからなお、御承認をいただいた後の営みということで若干説明を加えさせていただきます。まず、成果指標の現状値についてでございますが、現在年度途中でございますので、来年度早々、確定値に修正をさせていただく必要があるかと思っております。さらに、写真や用語解説についても加えさせていただき、計画書を完成させたいというふうに考えております。これらの点につきましては、事務局に御一任をいただきたいと思います。最後になりますが、委員の皆様には計画策定に当たりまして、これまで長時間にわたり御協議をいただきました。大変ありがとうございました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○村井委員長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○中司委員 これまで十分に吟味して討議を重ねてまいりましたので、このような形で行かせていただいたらと思います。

○村井委員長 ほかに。

○中田委員 成果指標をまさに成果のあるものにしていくためには、これから先

も常に見直していきながら、まさに活用できるものにしていければと思いますので、スタートとしてはこれでスタートして、常にみんなで更新していけたらと思います。

○村井委員長 はい、どうぞ。

○奥田委員 委員の奥田です。先ほどの中田委員さんと同意見なんですが、成果指標を設定して、議論の上でのこういうふうな目標でスタートするということで、あと具体的にそういう目標が達成されつつあるのかということ、年に1回ぐらい一応それぞれ見直してみて、課題としてこういうところをもう少し取り組もうとか、そういう議論もまたこの場でしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤教育長 委員長、教育長。ありがとうございました。毎年8月に事務事業の点検評価と。この総合計画が片方のタイヤであれば、もう片方に進行管理をしていく点検評価というのを毎年やっております。それに基づいて進行管理をするということで、それについては専門家の有識者の方の知見をいただく。それを教育委員会で確認をして、9月1日ぐらいに議会へ報告を毎年しております。そういうときに、当然今出た御意見も含めながら、新たな時点の見直しも、それから進捗管理もということになろうと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○村井委員長 それでは、いい計画ができましたので、これがうまく作用するようによろしくお願ひいたします。

それでは、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしということで、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号尾道市教育委員会事務局組織並びに処務規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第11号尾道市教育委員会事務局組織並びに処務規則の一部を改正する規則案について御説明をさせていただきます。議案書の17ページをごらんください。この規則案は、教育委員会の組織や体制、また地域を取り巻く環境の変化などに伴い、一部の部署の業務実態について、規則に定めている内容と整合がとれない状況にあることを鑑み、見直しをするものでございます。18ページをごらんください。第3条に定めて

おります生涯学習課と第4条に定めております因島瀬戸田地域教育課の分掌事務につきまして、それぞれの業務実態に応じて変更をしております。19ページ以降に新旧対照表の記載をしておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 どういうふうに変わったのでしょうか。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。簡単に分掌事務のどこが変わってるかを報告させていただきます。新旧対照表をごらんいただければと思いますが、19ページの右側の欄第3条第9号、(9)生涯学習課の「社会教育施設の管理及び運営に関する事」については、本来あるべき分掌事務のため、今回見直しに際して追加するということとございます。あと、20ページ、第4条の第6号、(6)でございますが、幼稚園の庶務に関する事と左欄にありますけれども、この分掌事務は既に庶務課で業務を一括行っておりますので、私学幼稚園の補助という事務があるのですが、因島瀬戸田地区に限定したものに表記するということとございます。次に、同条第8号でございます。左欄が「就学及び通学に関する事」、これも既に教育指導課の分掌事務として一括行っておりますので、新しく右欄では「因島地区修学資金に関する事」という地域限定の事務に変更するものです。これは旧因島市でやっておりました修学資金貸付金の返還管理なのですが、貸付が終了しまして、現在は返還に関する業務のみ行っております。その業務に限定して記載するということとございます。あと、左欄の第4条第9号、(9)、(10)、(11)あたりにつきましては、いずれも教育指導課の分掌事務として規定がございますので、実態に合わせるものです。また、左欄の第4条第12号、(12)、(13)、(14)あたりにつきましては、基本的に生涯学習課の分掌事務として実施しておりますので、右欄のほうで、地域限定業務の「因島棕の里ゆうあいランドに関する規定に見直しをするものです。

以上、主な改正点の概要を申し上げます。これまでの業務の見直し、組織の見直し等で、業務実態と若干時点的なずれが生じておりますので、このたび整合を図るものでございます。以上です。

○村井委員長 はい、ありがとうございます。ダブっているところが整理整頓されたということですね。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 ダブっているというよりは、これまでに事務の所掌を統合したにも拘わらず以前の分掌事務が整理されないままの状態であっ

たものを、整理した場合があります。

○村井委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 それでは、御異議なしということで、本案は全会一致で原案のとおり承認することにいたしました。

次に、議案第12号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第12号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について説明させていただきます。議案集の21ページをお開きください。規則改正の理由でございますが、主に3つの要因がございます。まず最初に、旧尾道北部地域の小学校、幼稚園の統合によるもの、次に百島支所の移転によるもの、3つ目が、百島小学校など計6つの小・中学校の屋内運動場の照明器具の更新によるものでございます。これらの要因により本規則の規定を改める必要が生じたため、所要となる改正を行うものでございます。

22ページから29ページまでに規則の改正案を、30ページから36ページまでに新旧対照表の掲載をしております。具体的な内容ですけれども、まず学校統合に関して申しますと、小学校については、引き続き個人演説会場として使用しますので、統合する3校につきまして、旧小学校施設として位置づけるとともに、木頃小学校につきましては、新設する美木原小学校として追加をしております。

次に、幼稚園につきましては、園舎を会場として使用してきましたけれども、統合する3園については廃止いたします。それから、百島の公民館ですけれども、百島支所の2階に設置をされておりますけれども、支所が移転することに伴い3月末日をもって廃止いたします。最後に、屋内運動場の照明についてですけれども、6校の屋内運動場の天井はいずれもつり天井であったため、地震発生時に崩落する可能性があるため、平成27年度までにこのつり天井を全て撤去しております。この工事の際に、つり下げ式の照明器具を直づけのLED照明に更新をしておりますので、このたびの改正に合わせて整理をさせていただきます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いをいたし

ます。

○村井委員長 それでは、御質問、御意見ございますか。これ22ページの木頃小学校から表が載っているのですが、これ途中を丸ごと載せられたと思うんですけど、多分平米、ワット、灯——明かりですかね——のことだろうと思うんですけど、ちょっとこれは全部つながっているからこれだけ入れてもいいのですが、ここへ載すのだったら、やっぱりそういうのが上にちょっとないと、これだけでは検討できないというのか、わかりにくいと思うので、そういうのを載せられるように、書くときに、わかりますか、言っていること。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。これは規則の改正の手順ということでございまして、改正の修正をする部分を抜き出して、こちらの規則のほうはこういう形で整理をさせて、改正案としてはさせていただきます。それでは非常にわかりづらいということで、ぱっと見てわかりやすくするために新旧対照表のほうで御確認をいただくという形で整理をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

○村井委員長 新旧対照表のほうを見たらわかるから、これは要るところだけが載っていると、このようになっているということですね。

○佐藤教育長 条例とか規則の改正の手續関係ということです。

○村井委員長 はい、わかりました。

それでは、議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することにいたしました。

次に、議案第13号尾道市嘱託公民館長の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案第13号尾道市嘱託公民館長の委嘱についてを説明させていただきます。議案集37ページをお願いします。本案は、尾道市嘱託公民館長を別紙のとおり委嘱したいので、御承認を求めるところでございます。

提案理由は、尾道市嘱託公民館長について、次ページ38ページから39ページの名簿のとおり委嘱するものです。嘱託公民館長の選考に当たっては、3年経過及び5年経過となる19公民館と退職願が提出された1公民館の推薦母体である地区団体等の代表者に推薦依頼をし、その他の8公民館は継続とし、28名を選出したところ。28名の内訳は、男性が23名、女性5名であり、平均年齢

は64.0歳です。また、勤務年数は、平成29年3月31日現在を記載しており、新任9名、再任11名、継続8名です。御審議の上、御承認いただきますようよろしく願いいたします。

○村井委員長 それでは、御質問、御意見がありましたらお願いします。

○中司委員 女性が2人ふえておりますことをとても喜ばしいことだと思います。教育委員になりました15年ほど前に、なぜ男性の公民館長さんだけなのですかって質問したら、鍵をかけて夜遅く帰るので男性なのですって言われて答弁を思い起こして、隔世の感がありました。ありがとうございました。今後もふえていきますようよろしく願いいたします。

○村井委員長 ほかにありますか。

○中田委員 先ほど出てきた百島公民館というのは、この4月1日から1つなくなったということによろしいのでしょうか。29館から28館になったということですか。

○安保生涯学習課長 公民館長がいる館は28館で、百島の公民館については、支所長が兼務されていたのですが……。

○中田委員 もともと。

○安保生涯学習課長 はい。

○中田委員 では、減ってはない。

○佐藤教育長 公民館長、嘱託公民館長さんとしては減っていません。

○村井委員長 この継続と再任というのはどう違うのでしょうか。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。継続というのは、就任いただきまして、1年目から自動更新といいますか、特に何もなければ2年目、3年目まで継続してやっていただきまして、3年目のところでワンクッションいただいて、そこで再任されるか、新任の方を入れるかという判断をそこで一度させていただきます。4年目については、また何もなければ継続でやっていただいて、5年目が一応任期ということで、そこで一応退任していただくということになります。

○村井委員長 濟いません、だから委嘱したときは3年間が任期で、3年の間が言ってみれば再任になっているということですか。2年目が再任、3年目が再任で、4年目からは継続と、こういうことですか。ちょっとよくわからないので、説明してください。

○佐藤教育長 委員長、教育長。基本的に任期は1年単位で、更新をしていく一つの節目が3年ということで理解してください。3年のときに、要は職責を全うできているか、できていないかという一つの判断をしながら最長で5年。そ

の途中、3年の節目のときが再任という表現だけで、あとは継続ということだろう。そういう理解をしている。

○村井委員長 4年目からが継続。

○佐藤教育長 いいえ、1年たって、2年目も継続ですし、4年目も継続です。3年のところが再任という表現を。

○村井委員長 いいえ、ここの中の、済いません、3年目で再任とかという人は、3年目になったということですよ、再任されて。

○佐藤教育長 今度4年。

○村井委員長 4年目、5年目の再任ということもあるということ。いや、ちょっと再任も継続も翌年につながっているという意味であろうけど、どういう違いがあるのかわからない。ちょっとごめんなさい、わからないので。

○宮本教育総務部長 委員長、教育総務部長です。最初には就任いただくときが新任になります。そこから3年間っていうのは、1年、1年更新して3年目を迎えます。3年目を満了されるときに、どうするかということで御意見もお聞きして、次を更新された場合が再任という形になります。ほかのときには継続ということですね。1年目と3年目か4年目になるときが違うだけで、あとは継続。

○佐藤教育長 非常に紛らわしい表現をしております。

○村井委員長 まあ、よくわからないけれども。

○佐藤教育長 後、御説明をいたします。

○村井委員長 済いません。それと、これ嘱託公民館長という名前になっているのですが、嘱託でない公民館長という人もいるのでしょうか。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。公民館長につきましては嘱託公民館長さんです。

○村井委員長 全員。

○安保生涯学習課長 はい。

○宮本教育総務部長 委員長、教育総務部長。先ほどありました百島の公民館長、それから以前で申し上げますと、瀬戸田の公民館長っていうのが市の職員が務めておりましたので、そこは嘱託ではない公民館長だと。今は全て公民館長は嘱託になってはおります。

○村井委員長 はい、ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 それでは、議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしということで、本案は全会一致で原案のとおり承認することにいたしました。

次に、議案第14号尾道市スポーツ推進委員の解嘱について及び議案第15号尾道市スポーツ推進委員の委嘱についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案第14号尾道市スポーツ推進委員の解嘱についてと議案第15号尾道市スポーツ推進委員の委嘱についての議案説明をいたします。議案集40ページから44ページをお願いします。まず、議案第14号尾道市スポーツ推進委員の解嘱については、尾道市スポーツ推進委員を別紙のとおり解嘱したいので、御承認を求めるものでございます。提案理由は、尾道市スポーツ推進委員の辞職願の提出に伴い、委員を解嘱するものです。

次に、議案第15号尾道市スポーツ推進委員の委嘱についてでございますが、尾道市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱したいので、承認を求めるものでございます。提案理由としましては、スポーツ推進委員の任期満了に伴い、スポーツ基本法第32条及び尾道市スポーツ推進委員に関する規則の規定に基づき、別紙70名の方をいずれもスポーツ推進委員として適任でありますので、新たに4月1日から2年間を任期として委嘱するものです。なお、解嘱した2名の方もこの72名の中に含まれて、新たに任期をさせていただいております。70名の内訳は、男性46名、女性24名であり、平均年齢は57.1歳、女性比率は34.3%でございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 補足説明をします。要は、スポーツ推進委員さんの任期が2年ということになっています。前任の残任ということではなしに2年になっていますから、前回の委員としての任期が年度中途でのお願いし、委嘱ということで、それが4月とか5月になってしまいますから、任期をそろえるということの中でこのたび3月の末の段階で一旦辞職をいただいて、全ての委員さんの任期をそろえるという形をとりました。

○中司委員 わかりました。

○村井委員長 ほかに御質問、御意見がございますか。去年かおととしか、何かお聞きしたかと思うのです。この地区名があつて、スポーツ推進委員がおられますが、たくさんいる地区と少ない地区、それからいない地区もあるのではないのかとは推察しますが、この地区には何人必要だとか、何かそういう基準か

何かはあるのでしょうか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。原則としましては、各地区体協から3名以内ということにしております。ただし、高須体協は人口、行事の実態に合わせて、それから御調町体育協会とか、向島町体育協会、因島体育協会、瀬戸田体育協会につきましては、小学校区数、合併とか統合とかそういったことで、以前の校数に合わせた調整をさせていただいて、その御調、向島、因島、瀬戸田地区については3名を超えて推薦をいただいております。原則は各地区3名以内ということでありませう。

○**村井委員長** 3名が20人ぐらいになったら、余りこの基準がどうなっているのかということと、それから3名に足りないところは補充をお願いしてあるんでしょうか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。スポーツ推進委員につきましては、目標100名としておりますので、引き続き適任者がいれば依頼していきたいと考えております。

○**村井委員長** スポーツ推進委員が力になっているのかどうかわかりませんが、スポーツを通じて健康な体を保とうとか、この間出ました健康寿命を長らく保って健康に過ごそうということの中心になるのがスポーツ推進委員だと思うのですが、地区によってはいないところもある、20人いるところもあるではちょっといけないので、何か何らかの基準とか対策とか、そこら辺をやっていないと、出てきた分をただ承認しているだけではいけないのではないのでしょうか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。地区を越えてそういった普及活動とか、応援とかというのは協力をし合っせてさせていただいておりますので、もう地区内のスポーツ推進でないとその地区には行けないということではなくて、いろんな地区からスポーツ推進委員さんに来ていただいて、そういった普及活動を協力しながら行っております。

○**村井委員長** このスポーツ推進委員は、自分の得てとするスポーツか何かが登録されているのですか。何でもやってくれるのですか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。今尾道市教育委員会としては、ニュースポーツの普及ということで、スナッグゴルフとペタンクとカローリングを主にやっておりますけど、新しいまたスポーツテンカとか、ちょっと名前まではよく覚えてないですけど、新しいそういったスポーツについても研修等なるべく受けるようにして、みんなでそういった得手不得手でなく、上手でないと指導できないということではありませうので、そういったスポーツ推進委

員自体のルールとかそういった研修は行っていくようにしております。

○**村井委員長** 尾道市がサイクリングに非常に力を入れて、よその人が来てから、しまなみ海道を走ったりして喜んでおられますが、私、市民というのか、住民もやっぱりサイクリングを楽しむということがサイクリングをブームに乗せる一つだろうと思うので、そのスポーツ推進委員の中にサイクリングをやってくれるような人をお願いするとか、そういう分野の人をスポーツ推進委員になっていただくとか、そういうことをして、サイクリングが観光推進課というのか何か知りませんが、観光課の主管の行事ではなくて、住民主体のいわゆる生涯学習課としてサイクリングに力を入れようという、そういう何か動きがあったらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。スポーツ推進委員で自転車のサイクリングについて体験活動しようとかということでやった経過もございますが、あとこどもの日のあたりで市民の方にも体験していただくということで、そういったサイクリング教室、親子含めてそれもスポーツ推進委員も手伝う。主にはやはりサイクリング協会の方にメインになって御指導いただいて、お手伝いするような形でスポーツ推進委員が協力しているようなことが今現状で、そうっております。ですから、指導までというのはまだそこまではちょっと至っておりません。

○**村井委員長** しまなみ海道をサイクリングのメッカにしようと尾道市長さんも言われていますし、尾道市民としてもそれをバックアップしたらいいと私は思うので、今の課長さんのサイクリング協会とスポーツ推進委員、生涯学習課がどういうふうにやったらいいかということに住民の健康促進も兼ねてちょっとひとつ考えていただけたらありがたいのですが。

○**安保生涯学習課長** スポーツ推進委員が指導までできるかとか、自転車自体もなかなかサイクリング協会が持つておられるような自転車をスポーツ推進委員が現状持つておりませんし、レンタサイクルというような形でということは今後考えていきたいとは思いますが。

○**村井委員長** もう今日はいいですから、何かまたちょっとそういう方面の何か考えがまとまりましたら御報告をお願いします。

それでは、議案第14号、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**村井委員長** 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することにいたしました。

次に、議案第16号尾道市立美術館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本議案は、中田委員に関する議案です。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、中田委員は議事に参与できませんので、申し添えます。

提案理由の説明をお願いいたします。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。それでは、議案第16号尾道市立美術館協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。議案集45ページをごらんください。本議案は、尾道市立美術館協議会委員の任期満了に伴いまして、11名の委員を委嘱するものでございます。新たな委員の任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日でございます。46ページの名簿をごらんください。具体的には再任が7名、新任が4名の計11名でございます。女性委員は4名で、前回より1名ふえております。平均年齢は61.5歳で、前回と比べ1.5歳下がっております。以上、御審議の上、よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○村井委員長 それでは、御質問、御意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 ないようですので、これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第17号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。議案第17号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。47ページをごらんください。標記の教育委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めものです。提案理由についてですが、学校運営協議会設置校において、学校評議員会、学校関係者評価委員会との一体化ができるようにすることで一層の充実が図られ、より効率的、組織的に実施できるようにするための規則改正です。学校評議員は、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べることもありますが、学校運営協議会においても、学校運営の当事者として意見を

出すことができるという類似した性格を持つものであります。今回の改正により、学校の実情に応じて学校評議員の任務を学校運営協議会と一体化させることが可能となります。また、学校関係者評価委員会も、その機能が学校運営協議会の運営に関する評価の機能と類似しており、今回の改正により、学校の実情に応じて学校運営協議会と一体化させることが可能となります。

以上の改正により、本市の学校運営協議会の一層の充実が図られ、より効率的、組織的な学校運営協議会が実施できるものと考えております。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 それでは、御質問、御意見がございますか。

○奥田委員 委員の奥田です。ちょっとお伺いしてみたいのですが、従来が置くから置くことができる、置くことができるという狙いは説明されたとおりなのですが、置くことができるということであれば置かなくてもいいということも考えられるんですね。その場合、2つともそういう、学校として常識的に判断されるからそういうことはないのでしょうかけれども、2つとも私はもう置かないというそういうケースは考えられないのでしょうか。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。県内で申し上げますと、学校運営協議会を設置している市町は、尾道市を含めて4市町ございます。尾道を除く他市町の状況で言うと、2つの市町は、学校運営協議会を設置している学校については、学校評議員会も学校関係者評価委員会も置いておりません。学校運営協議会で全て済ませているというようなことです。一つの市町は、今本市がしているように、学校運営協議会もあり、学校関係者評価委員会も学校評議員会もありというような市町もあります。学校とすれば、同じことを2回するようなことになるというようなことがありますので、今回そういったことが可能にするようにするための改正というように捉えてください。

○佐藤教育長 補足をします。実は向東小学校のほうから、要はコミュニティ・スクール、学校運営協議会の設置に当たって、学校評議員制度と学校関係評価委員制度、両方あるのだと。屋上屋を重ねたような手だてになっているので、そういったことについて整理ができないだろうかということがありました。文科省が定めているコミュニティ・スクールの制度設計上、どちらも可能だというものもあまして、他市も、先ほど課長が説明しましたが、確認したところ、文科省どおりやられているところもあるということであれば、向東の小学校のそういった緩和をするために、希望があればそういったことをやろうと。土堂のほうは、今のところそういう御要望ありません。特段支障がないよということなので、向東はそういった制度を変える方向で今後動いていくと思います。

土堂は、現状はこういった評議員制度、審査員制度を持った状態で動く形になろうと、そういった内容です。

○**奥田委員** 流れをちょっと理解していなかったのですが、いわゆるこれはコミュニティ・スクール、学校運営協議会を開催している学校についてということですね。そこの何か文言というのはこの中にわかるのでしょうか。今私は一般論としてというので出てきたのかと思いましたが、そこの説明がないものですからちょっとわからなかったもので、そこを何か明示していただければと。

○**村井委員長** その点はどうですか。今の御質問に対して。

○**瀬戸学校経営企画課長** 委員長、学校経営企画課長。今御指摘いただいて初めてそういうふうにもとれるなということを感じたところです。想定としているのは、今学校運営協議会を設置している学校についてはということで想定して改正を持っていましたが、ちょっとそこら辺が捉え違いをされる可能性があるということであれば、ちょっと慎重にしなければならない部分もあるのかなあとは思っています。

○**佐藤教育長** もう少し丁寧に説明しないと。

○**村上学校教育部長** 委員長、学校教育部長。先ほど御心配がありましたように、この文章だけ見ると、学校運営協議会ということがわかりにくい文章になっていると思います。どういう文章表記がいいかということは、事前には法規文書係とも話をする中で、この表現にということに落ちついてはおりますが、学校へ説明するときは、先ほどの学校運営協議会についてはということの部分はどうしても補足を説明していかないといけないと思いますので、その点は校長会等を通じて丁寧に説明はしていこうということで思っております。以上です。

○**佐藤教育長** 全文を確認してみてください。そんなことはなくて、前後の表記の中で、学校運営協議会を設置している学校においてはであったと思う。ちょっとよく確認してください。今の説明では不足していますよ。

○**村上学校教育部長** その一文があれば問題ないです。

○**佐藤教育長** そうです、そうです。そうだったと思うので、そのところをきちんと整理をして、後でもいいからしてくれないと、説明になっていない。お二人ともおっしゃるとおり。

○**村上学校教育部長** 学校評議員とか、関係者評価委員を設置していいと……。

○**佐藤教育長** 設置していい学校にあってはというようなことだったと思う。ちょっと記憶で申しわけないから。

○**瀬戸学校経営企画課長** 誤解が生じるのではないかという心配も懸念して、法

規文書とは確認はしたのですが、一応文言整理の中でそうなったので、補足はどうしても必要だろうという……。

○佐藤教育長 ちょっとこれ、保留にさせてください。今この状態で議案の議決をいただくことはかないませんので、4月1日からの部分のところで学校のほうで困っていることがあるかね、今保留にして。当面すぐに……。

○中司委員 ただし書きつきで承認するっていうことはどうでしょうか。それが誤解を受けない内容なら私たちは承認しますっていうことを出しておくということでは。

○佐藤教育長 よろしいですか。それじゃあ、そういう共通項になっているということ……。

○村井委員長 それでは、そういう修正意見が出ましたので……。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

○村井委員長 誤解のないような表記をしていただくということで議案第17号を採決いたします。

本案はその旨承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 それでは、御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することにいたしました。

次に、議案第18号向東小学校学校運営協議会の委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。議案第18号向東小学校学校運営協議会の委員の委嘱についての議案説明をいたします。議案集50、51ページ、向東小学校学校運営協議会の委員の委嘱についてをごらんください。本議案は、向東小学校学校運営協議会委員の任期満了に伴い、尾道市学校運営協議会規則第9条に基づき、別紙のとおり委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

今回委嘱する委員は7名で、全て再任となっております。向東小学校は、地域は学校のために、学校は地域のためにというスローガンのもと、地域とともにある学校を目指しております。向東地区は、地域からの協力体制が確立しており、学校の管理運営に地域住民等が参画することにより、保護者や地域のニーズを学校の教育方針の決定や教育活動の実践に反映させております。このことにより、学校と保護者、地域が協働し、子供たちの成長を支える学校づくりが進んでおります。学校運営協議会会長初め委員の方々は、学校運営協議会制

度の趣旨をよく理解し、地域の力が学校教育に生かされるよう、地域の多様な人材と教職員との橋渡しやPTA組織のリーダーとの連携など、学校を積極的に支援していただいています。協議会及び各委員に対する校長、教職員の信頼も厚く、大変効果的な運営がなされているものと理解しております。委員会の関係、連携も良好であることから、再任によりコミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりの継続、発展が期待できると考えています。委嘱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 それでは、御質問、御意見がございますか。

○奥田委員 奥田です。先ほどちょっと議論に出てきましたが、この向東小学校さんの委員は問題ないと思うのですが、土堂小学校も同じような運営組織があるのでございましょうか。それで、その委員さんはここには出ないのでしょうか。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。土堂小学校のコミュニティ・スクールにつきましては、年度途中に設置された関係で、正確な月は9月だったか、10月だったかと思うんですが、この時期に委嘱をさせていただきます。

○奥田委員 出るということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○村井委員長 ほかにございますか。

○中司委員 さっき課長さんのほうから御説明ありましたように、本当に地域と学校が強く結びついているということ、先日向東中学校の卒業式においてこの目で確認をさせていただきました。普通であれば来賓の列っているのは2列ぐらいなのですけども、4列来賓が参加しておられました。何かあったらわしが言ってやるっていう方が本当に多いということはこの目で確かめてまいりましたので、その方たちが選んだこの方たちというのであれば、もう本当に鉄板でございます。承認させていただきたいと思います。

○村井委員長 濟いませぬ、先ほど向東小学校で学校評議員とか評価委員をなくしたらどうかというような話がある。この運営委員会の委員とダブっているのでしょうか。

○佐藤教育長 ちょっと時間ください。

○村井委員長 はい、濟いませぬ。

○佐藤教育長 基本的にはここの中で、コミュニティ・スクールの中で……。

○村井委員長 ここの中で評価委員も……。

○佐藤教育長 今運営の評価をしておりますから……。

○村井委員長 いやいや、評価委員がこれより別の人がいるのか、この人が重なっているのか。

○佐藤教育長 重なっている。別の人だったような気がするけど、一部重なっている。ちょっと済いません、別のファイルでした。

○村井委員長 ああ、はい。いいです。

今この運営協議会があるのは、土堂と、ここと、瀬戸田もあるのですかね。

○佐藤教育長 瀬戸田、あります。

○村井委員長 瀬戸田はなくなった。

○佐藤教育長 いや、もともと。

○村井委員長 瀬戸田は小・中が統合するときにはできるとか言っていたのではなかったのですかね。言うだけでできなかったのですかね。

○佐藤教育長 委員長、教育長。基本的に統合メリットを説明する際に、こういった地域が大きくなりますから、当然学校をサポートする意味で、このコミュニティ・スクールの概念というのは持っていきたいというのが我々の中にもありました。その中で、これは、その当時ですよ、学校側の中での思いとして、統合後すぐにコミュニティ・スクールを入れるのは非常にタイトだったり、ハードなので、ちょっと時間をおきたいんだということがあって、今現在に來てます。

ここから先は耳づての情報なので、確かな情報かどうか校長を直接確認していませんけれども、やはり中学校の今瀬戸田がやっているキャリア教育などを進めていく上で、こういったコミュニティ・スクール、地域から支援いただくコミュニティ・スクールの動きは必要だろうというようなお話をいただいていますので、特に1小1中になっていますから、そういった意味で小中連携を図る上で、こういうコミュニティ・スクールの概念を入れながら、地域からサポートされる学校づくりということも必要かなというのは私自身も思っていますので、そういう働きかけはしてみたいなと思っております。

○村井委員長 この向東が学校は地域のために、地域は学校のためにというスローガンでやっておられるということなので、それほどこの地区にでも当てはまると思うので、瀬戸田のほうでも必要というか、皆さんが希望されているのであれば、また検討していただきたいと思います。それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 ないようですので、これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしということで、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第19号尾道市教科用図書採択事務に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。議案第19号尾道市教科用図書採択事務に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。52ページをお開きください。本議案は、平成29年度に尾道市立小学校で使用する特別の教科道德の教科用図書の採択事務を行うために、尾道市教科用図書に関する規則の一部改正について承認を求めるものでございます。平成32年度からの学校教育法施行規則の一部改正による学習指導要領の改訂に伴い、2月14日に文部科学省から新しい学習指導要領の案が公表されました。新しい学習指導要領案においては、小・中学校の道德の時間が特別の教科道德として位置づけられます。このことに伴い、小学校においては平成29年度、中学校においては平成30年度に特別の教科道德の教科用図書の採択が行われます。また、小学校高学年の外国語活動が外国語として教科化され、平成31年度までに教科用図書の採択が行われる予定です。

そこで、このたび改正いたしました箇所が2点ございます。1点目は、規則第8条第2項の教科用図書の調査員の教科、人数の改正でございます。現行の規則には、道德と小学校外国語が含まれていないため、規則第8条第2項の小学校用の表に外国語3名、道德3名を追加し、さらに中学校用の表に道德3名を追加いたします。また、中学校の外国語については、これまで規則では教科名を英語と表記しておりましたが、このたびの規則変更を機に、正式な教科名である外国語に変更いたします。

2点目は、規則第8条第2項、第4項中の「教科」という表記を「教科等」に改めるものでございます。学習指導要領案において、特別の教科道德は、教科の枠組みとは別に示されており、総則には各教科、道德科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の総称は各教科等と示されているため、教科等と変更いたします。ここで、55ページの新旧対照表において、新の第8条2、調査員の人数は、次の掲げる表とおおり教科等ごとに定めるとして、下の表が教科名になっておりますが、これは教科等名の誤りでございます。申しわけございませんが、修正のほうよろしく願いいたします。

以上、2点の規則改正について御審議の上、御承認賜りますようよろしくお

願います。

○村井委員長 それでは、御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 それでは、ないようですので、これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認め、本案は全会一致で議案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第20号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査は、人事案件ですので非公開が適切かと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認め、議案第20号は非公開といたします。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第3号尾道市因島運動公園多目的競技場の使用に関する基準についての御報告をお願いいたします。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。報告第3号尾道市因島運動公園多目的競技場の使用に関する基準についてを説明させていただきます。57ページをごらんください。この基準については、平成29年4月1日から供用開始します尾道市因島運動公園多目的競技場の使用に関して、管理上必要な基準を定めましたので、報告します。

主な内容としましては、第2条第1項にあります毎週火曜日を休みとすること。これにつきましては、因島運動公園自体の休園日が月曜日でありまして、月曜日とあわせて連日休みとして、芝を休めるということを目的にしております。なるべく年間を通じて長い養生期間を設けずに利用していただくことを目的としております。

また、第3条の個人使用につきましては、グラウンド・ゴルフに限定して、年間使用料を4月から6月に手続すれば4,000円、7月から9月に手続すれば残期間が少し短くなりますので3,000円、あと2,000円、1,000円と、そういう料金設定をしまして、毎週水曜日を個人使用優先日とさせていただきます。専用使用がない場合は、グラウンド・ゴルフの個人使用ができるようになるべく取り

計らいをしていきたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

○村井委員長 御質問、御意見がございますか。これは個人使用の値段だけ書いてあって、全体使用の値段はないのですか。これが新しく追加ということですね。

○佐藤教育長 基準というか、運用上のことですから、使用料はもう条例で定めないといけないことになっていますから、もうそれは決定しているのです。

○宮本教育総務部長 年間の使用料は4,000円に決まっていますが、途中で申請されても4,000円かっている問題がありましたので、そこは期間が短い部分の取扱を規定させていただきました。

○佐藤教育長 丸のままだったら4,000円だけど、7月からなら4分の3しかないから3,000円ですよという意味です、年間の使用料を。

○村井委員長 でも、グラウンドを1日使ったら何千円とか、体育館をいくら使ったら何円とかというそういう基準がありますよね、この社会教育の運動場とか部屋。それとはまた違うということですね。

○宮本教育総務部長 大もとは条例事項ですので、使用料は既に条例で定めています。

○村井委員長 決まっている。

○宮本教育総務部長 はい。その中の取り扱いの部分だけをこうやって基準で定めさせていただきました。

○村井委員長 また後で聞きます。わからない。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 私がよろしくないだけで。次に、報告第4号障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市公立学校等職員対応要領についての報告をお願いいたします。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。報告第4号障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市公立学校等職員対応要領についてを次のように定めましたので、御報告いたします。60ページ以降をごらんください。本報告は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、また障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、本市においても職員が適切に対応するための必要な事項を定めたものです。

62ページあたりをごらんください。障害者基本法第4条、差別の禁止の中で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、2つ目に、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合に、その負担が過重でないときは、必要か

つ合理的な配慮をすることというふうにされております。この対応要領における対象は、第2条、定義にありますとおり、尾道市公立学校及び共同調理場に勤務する県費負担の教職員です。第4条にあります合理的配慮の提供についてですが、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供をしなければならないとしております。

また、65ページをごらんください。65ページ以降の別紙についてですが、対応要領に係る留意事項についてです。基本的な考え方や具体例などを示しておりますが、これによってどういった場合にどういった合理的配慮を提供しなければならないのかなどのイメージがしやすくなっているというふうに思います。以上、報告とさせていただきます。

○**村井委員長** 御質問、御意見はございますか。

○**中司委員** 確認ですけれども、これは子供たちに向けたものではなくて、職員とか先生に対しての障害があるときの対応というように考えればよろしいでしょうか。

○**瀬戸学校経営企画課長** 委員長、学校経営企画課長。委員のおっしゃられるとおりで、県教育委員会は、県立学校の教職員を対象に対応要領を作成しております。尾道市においては、市の職員を対象に作成しております。このたび報告させていただくのは、尾道市立学校——調理場もあるのですが——の県費負担の職員を対象というふうにしております。県教育委員会のほうから、それぞれの市町が作成した対応要領で対応するというのも可能ではありますが、できれば教育委員会が市町立の学校の教職員対象に作成してほしいという依頼がありまして、このたび作成したものです。

○**中司委員** ここで言う障害とはどの程度までが入っているのでしょうか。例えば、目が見えないとか、耳が聞こえにくいとか、手足が不自由であるとか、いろんな障害があります。心の障害もあるでしょうし。それから、最近はカミングアウトして男性から女性になる方もいらっしゃるかもしれませんが、どこまでを考えておられますか。

○**瀬戸学校経営企画課長** 委員長、学校経営企画課長。ちょっとどこまでということですが、基本的には障害があることによって差別的な取り扱いを受けるということを防ぐもので、定義のところにあります身体障害、知的障害、精神障害、発達障害も含むと、そういったものであってというようなことを、程度についてはなかなか難しいですが、合理的配慮の提供はしなければならないというふうにしております。

- 中司委員 大体のことはこの中に盛り込まれておりますけれども、性を超えた場合の対応は対象になっていないように思うのですが、いかがでしょう。
- 瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。この法に求められているところは、実施に伴う負担が過重でない場合にということで、合理的な配慮の提供ということが求められていますので、それ以上のものについてはどうなのかという、この対応要領には含まれていないのかなというふうに思います。
- 中司委員 今後想定できる内容ではあると思われしますので、そのようなことも盛り込まれているほうがより精度の高いものになるのかなという感想を持ちますが、いかがでしょうか。
- 瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。今委員がおっしゃられたとおりだと思いますが、この障害者差別解消法ができて、県教育委員会も先ほど言ったように県立学校職員対象に対応要領を作成しております。尾道市においても作成しております。他市町の状況も参考にさせていただきながらということで、このように随分遅くなったわけですが、そういったところについて盛り込んだものは確認ができておりませんので、同様に今回作成したわけですが、そういう部分についてはではどういうふうに対応するのかということは、また別のところで考えなければならないのかなあとと思います。
- 中司委員 別のところと申しますと。
- 瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。この対応要領に基づいてというのではなく、それぞれの個別の状況に応じてということになるのかなあとと思います。
- 中司委員 広い解釈でよろしいのでしょうか。
- 佐藤教育長 委員長、教育長。私もはっきり明快にお答えすることができませんけれども、現状では今おっしゃられた部分は想定してないんだろーと思えます。県においても、尾道市においても、この職員の対応要領の中に含まれてないということですから、ちょっと今言われた部分が、さっき課長も答弁しました、どの部分で対応するかというのは、ちょっと研究もさせてやってください。
- 中司委員 はい、お願いいたします。
- 瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。ちょっと1つだけつけ加えておきます。今言ったようなこの対応要領で対応できないもの、そういう範囲であれば、こういう理由でそういった対応ができませんというのは丁寧に説明しなければならないというようにはしてあります。
- 中司委員 はい、よろしくお願いいたします。

○村井委員長 それでは、検討がまだ足りないところについてはよろしく願いいたします。

以上で日程第3、報告を終わります。

次に、日程第4、協議に入ります。

協議、いじめの問題への取組の徹底に向けてについて説明をお願いいたします。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。協議、いじめの問題への取組の徹底に向けてについて御説明をいたします。72ページ以降をごらんください。先般尾道市内で起きました重大ないじめ事案について、調査委員会の調査報告に示された提言を受け、10月の教育委員会議において、今後の取組について整理したものを議案とさせていただきました。その際のポイントとして、実態把握、寄り添い、スピードの3点を特に重点的に意識することとして整理いたしました。その後、教育委員会として、この3点を学校現場においてより実効性のあるものにするために、具体的な行動、レベルに落とし、初任者や臨時的任用、非常勤講師や特別支援教育支援員など全ての教職員がどんな場面でどう行動すべきかがわかるようにしたものを示すことにいたしました。今回協議内容として御提案したものが、その文面でございます。なお、案としているものは、国や県がこれまで示したのもや他市町の取組状況等を参考に作成しておりますが、今後はよりわかりやすく、より効果のあるものにするために、改定を加えながら精度を上げていくつもりです。本日は内容を御精査いただき、学校にとっても、児童・生徒や保護者にとってもわかりやすく、使いやすく、何よりもいじめ問題の解消に向けて効果のあるものにするための御意見をいただきたいと思います。御協議をよろしく願いいたします。

○村井委員長 御質問、御意見はございますか。

○中司委員 最近わかりやすくするために漫画的な読み物にしたものをいろいろ見ることがある。すごく難しい内容をコミック形式でわからせていく。イラストを豊富に入れて、そしてまた事例もコミックだと豊富に入れられるのですよね。そういう形だと読みやすく、またわかっていただきやすいかなあとも思いますが、御検討いただけたらどうでしょうか。

○村井委員長 はい。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。目からうろこというか、大変いいアイデアをいただいたなと思っています。イラストを描くのを誰にするかなどがありますけれども、検討させてください。御意見ありがとうございます。

○中田委員 よろしいですか。

○村井委員長 はい、どうぞ。

○中田委員 未然防止のところ、取組が74ページに出てはいるのですが、この取組の次の何ていいますか、その手法といえますか、ではどのようにしてそれをするのかっていうところまでいくといいのかなと少し思いました。

リスクアセスメントとかの手法だと、ヒヤリ・ハットとか御存じですか。そういうとにかく大事には至らなくてもヒヤっとしたこととかをどんどん書き出して、それを回覧等でみんなで共通認識していくっていう手法とかもありますので、何かそういう手法で活用していくと、取組って、では何をすればいいのかっていうのがよりわかりやすいかなと少し思いました。

○村井委員長 はい。

○杉原教育指導課長 ありがとうございます。今のことについても、ちょっとまた検討させていただいて、具体的にどんなものがあるか、また御相談をさせていただきます。

○村井委員長 ほかにございますか。

○奥田委員 委員の奥田です。この文章は、主に教員に向けての文章ということで、こういうところに着目しながら、教職員に向けての文章ということの理解でよろしいですね。

学校組織としてどういうふうに対応するかとか、先ほどありました、今度具体的にどういうふうな未然防止がいいのかとか、組織的な対応ということもあると思いますし、この中にも幾らか入っているのですが、前出てきました教育総合推進計画の中でのいじめ防止基本方針ですね。そういう基本方針でどういうふうに学校としては取り組むべきかとか、そういうものともうセットでいかないと、ばらばら出ると全体像が見えにくくなるのですよね。ですから、そういうふうに少し基本方針があり、そしてでは具体的にこういうところに着目してください。それから、未然防止とか、あるいはあったときの事後の対応とか、あるいはケース研修会用に事例をこういう事例の場合はどういうふうに対応したらいいか、どこがまずかったのかとか、そういう研修用の資料もつけ加えるのもいいでしょう。そういうふうに職員が読んでわかるような体系的なものをつくっていただくと、よりこれが効果的になるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。ありがとうございました。今のお話を聞きながら、恐らく一つの冊子じゃないですけども、ちょっとハンドブック的なものとして整理をすることで、全体像、誰に対して何をしますのかということが整理できるかと思っておりますので、早急にそういう形での案をまたまとめ

たいと思います。どうもありがとうございました。

○**奥田委員** よろしく申し上げます。全ての教員が一冊のハンドブック持って、いじめ防止の研修会を学校の職員会議でやりますっていったとき、それをまず持ってくるというようなそんなベースになるようなものをつくっていただければいいと思います。よろしく申し上げます。

○**村井委員長** いろんないいアドバイスがありましたので、これをもとにしてどんどん膨らまして、いいものにしてあげてください。

以上で日程第4を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますが、その前に委員さんから何か御意見等ございますか。

○**中司委員** 平成28年度が終わりますので、まずは皆様にお礼を申し上げたいと思います。いろいろとありがとうございました。

○**村井委員長** 私、3月31日まで委員長をさせていただくということで、ここで真ん中でしゃべらせてもらうのも今日で終わりになります。いろいろ議事進行で不十分な点があって、時間を浪費したり、皆さんに御迷惑かけましたが、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外は退席をお願いします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後4時25分 休憩

(非公開審査)

○**村井委員長** 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散開すると同時に、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は、4月27日木曜日、午後2時30分からを予定しております。

お疲れ様でした。

午後4時45分 閉会